

国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四十七号

国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

国営土地改良事業負担金徴収条例（昭和四十九年三月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項ただし書中「第一号及び第三号」を「第二号から第四号まで」に改め、同項第二号を削り、同項第一号中「第六号及び第七号」を「及び第五号」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 別表の第一号に掲げる事業 各年度の翌年度支払の方法

第四条第一項第三号中「から第五号まで」を削り、同項に次の一号を加える。

四 別表の第四号に掲げる事業 支払期間（据置期間を含む。）を十七年、据置期間を二年、利率を年〇・一パーセントとする
元利均等年賦支払の方法（据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法）

第四条第三項中「第一項第一号及び第三号」を「第一項第二号から第四号まで」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第四項中「第六号」を「第四号」に改める。

第六条第一項中「すべて」を「全て」に改める。

別表中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を第五号とする。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。